

## 2020年6月通常会議 請願に対する討論

2020年7月2日

杉浦 智子

私は日本共産党大津市会議員団を代表し、ただいま議題となっています、

[請願第2号](#) 国民健康保険料の引き下げ拡充を求める請願

[請願第3号](#) 全ての子どもが安全で健康的な給食及び食事支援が保障されることを求める請願

[請願第4号](#) 子どもたちの学びを保障する教育環境を求める請願

[請願第5号](#) 新型コロナウイルス感染拡大の影響による経済的困難を抱える私学に通学する児童生徒を支援することを求める請願

[請願第6号](#) 就学援助の学校給食費相当額の支給を求める請願

以上5件の請願に対する賛成討論を行います。

まず請願第2号についてです。

国保の加入世帯の8割近くが、高齢者などの「無職」世帯と非正規労働者などの「被用者」世帯という所得水準が大変低い世帯であり、新型コロナウイルス感染症の影響が容赦なく襲いかかる中では、さらに厳しい暮らしの状況に陥ることが大変危惧されます。

今年度加入世帯に賦課された保険料は、所得200万円、40歳夫婦と子ども1人の3人世帯で、2019年度の369,810円と比較して、2,140円引き下げの367,670円となり、-0.58%となりました。財政調整基金を取り崩して滋賀県が示した標準保険料よりも引き下げ、加入者負担を抑えたことは歓迎すべきことです。

しかしこれでも保険料負担は、年間所得の2割近くであり、協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍、大津市では滞納世帯が加入世帯の10%を超えています。とても安心して払える保険料とは言えません。負担能力を超えるほどの高すぎる保険料を払える保険料に引き下げるためには、緊急に国からの公費投入を強く求めるべきです。市民の危機的な暮らしの事態を回避するためにも、議会としても国に対して声をあげていくべきではないでしょうか。

国もコロナ禍の影響による収入減少に応じて、保険料の減免や納入猶予の措置を行うことを各市町に示し、本市においてもその対応が行われているところです。一時的な猶予は困難の先送りにしか過ぎず、むしろ収入減少の状況に応じて柔軟に減免制度を運用しながら、加入者の負担軽減を図るべきです。

また日本共産党市会議員団として、繰り返し求めてまいりました「均等割」の減免制度の創設も加入者負担の軽減に有効であり、速やかに取り組むべきです。

そして本会議においても議論されましたが、新型コロナウイルス感染罹患に対する傷病手当金の支給についても被用者だけでなく、同じ加入者である事業主も対象を拡大することは、安心の制度として重要な施策と考えます。

現行の国保法に明記されているとおり、保険の仕組みをとっていますが、国保は助け合いの制度ではなく、社会保障制度であることは明白です。国民皆保険を支える制度として、国が責任を果たすことは言うまでもありません。今回のように危機的事態だからこそ国の責任が問われます。

コロナ禍で暮らしや営業に苦しむ市民が安心して医療にかかれるように、払える保険料に軽減することは、自治体に課せられた重要な役割と言えます。

市としては毎年、国に対しては要望されているとのことですが、コロナ禍のもとでの緊急的な要

望をさらに強めることを求めるもので、議員各位の賛同を求め、本請願に賛成するものです。

次に請願第 3 号についてです。

給食の再開によって小学校 1 年生は初めての給食を体験し、2 年生以上の児童生徒は久しぶりに友だちとともに昼食を味わうこととなり、新型コロナウイルス感染症対策の下で、以前とは少し様相が変わったもの子どもたちの嬉しそうな笑顔が戻ったことは喜ばしいことです。長引く休校中には、在宅していても食事が準備できていなかったり、食事があっても栄養バランスの面から不十分なものだったりという家庭が市内でも少なからず存在しました。

全国では文部科学省の連絡を受け、休校中もパンと牛乳という簡易なものも含めて、給食の継続に努力した自治体が多くありました。学校再開で子どもたちの心のケアを進めながら、生活リズムを整え、学習活動を進めていくためには、体をつくる食事の重要性は言うまでもありません。今年も猛暑が予想されていることから夏休みが始まる直前まで給食を継続し、子どもはもちろん保護者を支援することを求めるもので、本請願に賛同を求め賛成討論とします

次に請願第 4 号についてです。

長期の休校によって、子どもたちには学習の遅れと格差の拡大、ストレスは非常に深刻なものがあります。子どもたちへのアンケートの「子どもたちが相談したいこと」の 1 位は「コロナにかからない方法」だそうです。教員のみなさんが教室の現状に不安を抱えておられると聞き及びます。

「身体的距離の確保」を「新しい生活様式」の重要な一つとして社会全体で取り組んでいる時に、教室を例外とすることは重大な問題と考えるものです。

さらに学校は感染症対策として、毎日の消毒、清掃、健康チェックなど今までにない多くの業務が生じています。

子どもへの手厚く柔軟な教育のためにも、感染症対策のためにも、学校の教職員やスタッフを思い切って増やし、20 人程度の少人数で授業などができるようにすべきです。

本会議でも議論したように、市として子ども支援コーディネーターや学校生活支援員の配置や養護教諭の複数配置を進めるなど、市独自のきめ細やかな指導に取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症対策を機会に、子どもたちに少人数学級をプレゼントできるように、一時的なものではなく、今後も継続して取り組めるよう国・県からのさらなる財政支援を強く求める必要があります。よって本請願への賛同を求め、賛成するものです。

次に請願第 5 号、請願第 6 号は、就学援助制度に関係するもので一括して討論します。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機がかつてない広がりを見せている中、家計が急変する世帯が増えていることはご承知のとおりです。このような事態では子どもたちが家庭の困難に関わりなく等しく学ぶことができるように、経済的支援を行う就学援助制度が果たす役割は非常に重要となります。

今般のコロナ禍による暮らしや営業への影響の大きさや困難さをみて、文部科学省も通知により、各市町での支援を強化する取り組みを促しているのだと思います。本市においてもこのことを重く受け止め、新型コロナの影響による経済的困難に直面する子育て世帯への支援を強化すべきです。

請願第 5 号にあるように、家計の急変は私立学校に通う子どもの世帯が例外ということではありません。「市内で事業をしているが、感染拡大の影響で発注が激減、4 月からは完全に赤字となり、

中学生の子どもを私学に通わせているが、学費や通学費などの支払いが困難になっている。」との悲痛な声が請願者の元に届いているとのことでした。本市の就学支援制度の要綱では、私立学校に通う児童生徒は対象から外れていることは認識していますが、本来大津市民であり義務教育を受ける子どもであれば、等しく本制度が適用されるべきであります。

また請願第 6 号にあるように、休校措置の期間が長期に及び、子どもの昼食費が家計への負担を大きくしたことから、文部科学省は要保護世帯には、学校給食が実施されたとみなし、学校給食費相当額を支給することとしました。しかし準要保護世帯である就学援助受給世帯については、各自治体の判断に委ねられています。朝日新聞が行った県庁所在市など 74 市区へのアンケートによりますと、岐阜市や奈良市など、3 割の自治体が給食費相当分を支給し、その他の自治体でも、国の地方創生臨時交付金を活用して、お弁当を配給するなど、様々な手法で、子どもの食に対する支援を行っています。

いずれの市民の願いもこのかつてない危機に際して、どの子どもも等しく豊かに成長し学ぶことができるように支援してほしいというものであり、今、自治体の姿勢が問われています。もちろん教育は国がしっかり保障すべきで、就学援助制度について必要な財源は国が措置するよう強く求める必要がありますが、市としてもどうすれば、どのような手法なら支援できるのか、知恵を出し、子どもたちが困ることがないように、安心して学校に通える環境を整えるために支援を強化することを強く求めるものです。

よって両請願への議員各位の賛同を求め、賛成討論とします。